（認定事業適応計画の変更の指示）

第十一条の五　主務大臣は、法第二十一条の十六第三項の規定により認定事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の九による変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定事業適応事業者に交付するものとする。

［新設］

（認定事業適応計画の認定の取消し）

第十一条の六　主務大臣は、法第二十一条の十六第二項又は第三項の規定により認定事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の十による認定取消し通知書を当該認定が取り消される認定事業適応事業者に交付するものとする。

［新設］

2　主務大臣は、認定事業適応計画の認定を取り消したときは、様式第十八の十一により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第二節　特例措置

［新設］

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の十八第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事業適応促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二十一条の十七第一項第一号に掲げる業務に関する事項

(1)　貸付けの対象

(2)　貸付けの方法

(3)　利率

(4)　償還期限

(5)　据置期間

(6)　償還の方法

(7)　(1)から(6)までに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

ロ　法第二十一条の十七第一項第二号に掲げる業務に関する事項

(1)　利子補給金の支給の対象

(2)　利子補給金の支給の方法

(3)　利子補給金の支給の停止に関する事項

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、利子補給金の支給に関する事項

三　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、事業適応促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第十一条の八　法第二十一条の十九第二項の規定により指定を受けようとする者（第五号において「指定申請者」という。）は、様式第十八の十二による指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第二十一条の十九第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第二十一条の十九第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第二十一条の十九第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

［新設］